

○建設工事共同企業体の活用方針について

平成13年3月22日 建情第2290号
各関係部局長あて 農政部長、
水産林務部長、建設部長

〔沿革〕平成15年3月27日建情第864号、17年3月31日第1604号、19年9月6日第647号、20年3月10日第1338号、21年3月4日第1308号、27年3月19日建管第2601号改正

道が発注する建設工事において建設工事共同企業体を活用する場合の取扱いについては平成13年3月22日付け建情第2289号「建設工事共同企業体運用基準について」に定めるところによるほか、次のとおり活用方針を定めましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 建設工事共同企業体運用基準2(6)イに規定する最大の施工能力を有する者

施工能力の大きい者の判断基準として、原則、競争入札参加資格関係事務処理要領別表2第4の1の(1)により算定した客観的要素の評定数値（以下「評定数値」という。）が最も高い者とするが、この数値の格差が僅少であり、構成員間の施工能力が近接していると判断される場合に限り、評定数値が最も高い者の数値の10%の範囲で、構成員による自主的な代表者の選定を認めるものとする。

2 経常建設共同企業体の活用

経常建設共同企業体（いわゆる甲型）は、共同企業体の結成の態様に応じて以下の範囲において活用するものとする。

(1) 経営力・施工力の強化等を目指す経常建設共同企業体で構成員の上位格付者の等級よりも上位に格付けされた共同企業体

制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する工事において活用するものとし、制限付一般競争入札にあつては、入札の公告等において競争入札の参加要件として定めるものとする。

なお、指名競争入札の場合にあつては、原則等級による工事に限り活用できるものとする。

(2) 事業活動や施工体制の合理化等を目指す経常建設共同企業体で構成員の上位格付者の等級と同等級に格付けされた共同企業体（業務提携型）

制限付一般競争入札に付する工事において活用するものとし、入札の公告等において競争入札の参加要件として定めるものとする。

3 建設工事共同企業体運用基準第3(1)に規定する適正な規模の工事

建設工事共同企業体運用基準第3(1)に規定する適正な規模の工事とは、経常建設共同企業体（いわゆる甲型）にあつては、資格の種類ごとに定められた格付等級のうち最下位等級を除いた工事とする。

なお、活用に当たっては、経常建設共同企業体の本旨である経営力・施工力の強化及び継続的な協業関係は重要であることから、共同企業体による確実な共同施工の確保が図られるよう

努めるものとする。

〔農政部事業調整課契約指導係〕
〔水産林務部総務課工事管理係〕
〔建設部建設企画室建設情報課工事管理係〕